

Ⅱ. 再評価について

1. 概 要

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、平成10年3月27日に建設省所管事業全般に係る再評価の実施方針である「建設省所管公共事業の再評価実施要領」が策定され、さらに国土交通省が誕生したことに伴い、新たに「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」が策定された（平成15年3月31日改定）。

平成20年度予算においても、昨年度と同様、要領等に基づき、以下のいずれかに該当する事業について再評価を実施し、その結果を予算の配分に反映している。

- ①事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- ②事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業
- ③ダム事業の実施計画調査費が予算化後5年間が経過している事業
- ④再評価実施後一定期間（概ね5年）が経過している事業
- ⑤社会経済情勢の急激な変化等により、再評価の実施主体が再評価の必要があると判断した事業又は河川整備計画の策定・変更の手続きで再評価を実施した事業

2. 評価手法

再評価の実施にあたっては、以下の視点から、各事業ごとに個別事業の特性等に応じて適切に評価項目を選定し、再評価を実施している。

- ①事業の必要性等に関する視点
 - 1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
 - 2) 事業の投資効果
 - 3) 事業の進捗状況
- ②事業の進捗の見込みの視点
- ③コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点